

件名	愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>基金（障害者自立支援対策臨時特例交付金を原資）の対象事業を拡大し、事業を継続することに伴う改正</p> <p>1 対象事業の拡大 （設置）</p> <p style="text-align: right;">追加 ↓</p> <p>第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護に係る人材の確保を図るために臨時又は緊急に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>2 事業の継続 平成21年3月31日 → 平成24年3月31日</p>	
施行日	公布の日(平成24年3月31日限り失効 ただし、精算について、条例の規定は、精算が完了する日まで効力を有する。)
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 拡大する事業の内容</p> <p>(1) 既存事業（制度の円滑な運用）の拡大 事業者に対する運営の安定等を図る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理安定化支援事業 事務職員を効果的に配置 障害福祉サービスの質の向上 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置 ・精神障害者生活訓練施設等移行促進事業 新体系サービスへ移行するための支援 移行準備に必要な職員の確保、事業所視察を行った場合の助成 <p>(2) 新たな対象事業（福祉及び介護の人材の緊急的な確保）の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路選択学生等支援事業 介護福祉士等養成施設に専門員を配置 学生・教員等に対する相談・助言 ・潜在的有資格者等養成支援事業 福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修 介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等の開拓 <p>2 対象事業の拡大及び継続の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目下の厳しい経済状況や事業所の新法への移行状況が低調 ・障害者等が関わる福祉・介護分野の人材確保が困難な状況 <p>3 基金残高について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度基金設立当初 約11億円 ・平成20年度繰入前残高見込み 約1億円 ・平成20年度繰入額見込み 障害者自立支援臨時特例交付金 約10億円 地域活性化・生活対策臨時交付金 約2億円（基金事業の県負担分に充当） ・平成20年度繰入後残高見込み 約13億円 	